

## 滋賀県における自殺未遂者の再企図防止支援事業

### =地域特性に応じた自殺未遂者の再企図防止対策を支援する精神保健福祉センターの取組=

(実施期間) 平成 26 年度～

(基金事業メニュー) 強化モデル事業

(実施経費) 平成 26 年度 488 千円

( 488 千円 )

(実施主体) 滋賀県立精神保健福祉センター

(滋賀県自殺予防情報センター)

#### 【事業の背景・必要性】

滋賀県では、複数の圏域(地域)において自殺未遂者の再企図防止支援が先行的に実施され、精神保健福祉センターは、技術支援を行ってきた。その一方で、一部の圏域では、自殺未遂者の再企図防止支援が実施されていない圏域があること、圏域(地域)をまたぐケースをどうするのか方策が決まっていないことが課題となっており、滋賀県として、県下で連携を図りながら自殺未遂者対策の再企図防止支援を推進していく必要がある。

#### 【地域の特徴・自殺者数の動向】

滋賀県の近年の自殺死亡者数は年間 300 人前後で増減を繰り返し、減少傾向には至っていない。

年代別自殺者数では、50 代、60 代の自殺者数は減少傾向であるが、40 歳未満の自殺者は減少傾向にはなっていない。滋賀県南部は、若年層の自殺の割合が高く、北部では高齢者の自殺者の割合が高いなど地域によって自殺者の特徴は異なっている。

滋賀県には 32 の救急告示病院があり、そのうち精神科病床がある救急告示病院は 3 か所と少ない。救急告示病院と関係機関の連携による再企図防止支援事業がより重要となっている。

当センターが平成 24 年度に救急告示病院に実施した調査では、滋賀県内の救急告示病院に自殺未遂者は一ヶ月あたり約 50 人が受診し、そのうち約 75% が 1 泊 2 日以内に帰宅となっていること、精神科受診中が半数以上を占め、精神科を受診しても自殺未遂に至る人が多いことが明らかになった。

また、平成 25 年度に精神科医療機関に実施した調査では、精神科受診中の自殺未遂者は救急告示病院受診後に精神科医療機関に通院している人が多かったが、精神科受診歴なしの自殺未遂者は、精神科受診に至っていない現状が明らかになった。

#### 【事業目標 事業内容】

##### 1. 自殺未遂者の再企図防止支援事業(湖南いのちサポート相談事業)

平成 26 年 8 月より、自殺未遂者の再企図防止支援が未実施であった湖南圏域(草津保健所管内)をモデル地域とし、滋賀県立精神保健福祉センター(滋賀県自殺予防情報センター)が実施主体となり、管内の救急告示病院を受診した自殺未遂者やその家族等に対して相談支援を行っている。

平成 27 年度から未実施の新規の圏域で同様の自殺未遂者の再企図防止支援事業を実施予定である。

##### 2. 技術支援

先行的に自殺未遂者の再企図防止支援事業を実施している彦根市、大津市および東近江保健所等に対しては、検討会議や事例検討会議に滋賀県立精神保健福祉センターも参加し、事業の運営方法、個別ケースへの助言・指導を行っている。

##### 3. 滋賀県自殺未遂者支援体制検討会議

滋賀県自殺未遂者支援体制検討会議を平成 27 年 2 月に設置し、圏域毎が連携を取りながら、自殺未遂者の再企図防止支援ができるように検討会議を行っている。

#### 【事業実施にあたっての運営体制】

##### 1. 自殺未遂者の再企図防止支援事業(湖南いのちサポート相談事業)

## 7 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ⑤

湖南圏域(草津保健所管内)の救急告示病院(7病院)に受診した自殺未遂者とその家族に対して、病院職員が湖南いのちサポート相談事業の同意を取り、滋賀県立精神保健福祉センターに連絡。滋賀県立精神保健福祉センター職員が本人、家族に連絡を取り初回面接、初回面接後に必要な機関(保健所・市町・その他地域関係者)につなぐとともに、継続支援を行っている。支援ケースについては2か月に1回地域の関係者と事例検討会を開催し、支援方法、支援終了の有無について検討を行っている。また、実施方法については、湖南圏域自殺未遂者支援体制検討会議を開催し検討を行っている。

滋賀県立精神保健福祉センターの職員体制は医師(所長)、保健師2名(グループリーダー、担当)、自殺予防コーディネーター嘱託職員2名(精神保健福祉士、臨床心理士)である。

### 2. 技術支援

自殺未遂者の再企図防止支援事業を実施している圏域(地域)や今後の実施を検討する圏域(地域)に、医師(所長)、保健師、自殺予防コーディネーターを派遣している(平成26年度22回派遣)。

### 3. 滋賀県自殺未遂者支援体制検討会議

精神科病院代表、精神科・心療内科診療所代表、二次医療圏域(7圏域)毎に保健所、市町代表、救急告示病院代表1力所ずつ、滋賀県立精神保健福祉センター(滋賀県自殺予防情報センター)、滋賀県障害福祉課をメンバーとして検討会議を行っている。

#### 【事業の工夫点】

- ・滋賀県立精神保健福祉センターとして、自殺未遂者の再企図防止支援が県下全域に広がるように事業を組み立てている。
- ・一律の方法で実施するのではなく、それぞれの圏域(地域)の特徴、医療資源、地域資源に応じた取組ができるように実施している。

#### 【事業成果及び評価、今後の課題、その他特筆すべき点】

平成26年警察庁統計(自殺日・住居地)では、259人で、25年より54人減少がみられた。

滋賀県で自殺未遂者の再企図防止支援を実施している圏域(地域)は平成26年度末現在、表1の通りであり拡がりをみせている。

滋賀県自殺未遂者支援体制検討会議では、圏域をまたぐケースが病院受診等した場合、住居地の保健所が連絡窓口となり、圏域外のケースでも連携を取り支援が実施できる体制となった。

自殺未遂者の再企図防止支援事業(湖南いのちサポート相談事業)については、平成26年度22ケースの支援を行い、圏域内の自殺未遂者の状況が明らかになるとともに、関係機関の意識が高まった。現在は、モデル事業として実施しているが、事業評価を行いながら、地域で継続的に実施していくよう、実施方法について検討していく必要がある。また、未実施の圏域については、滋賀県立精神保健福祉センターの事業等を活用し、その圏域での実施方法を構築していく必要がある。

今後もそれぞれの圏域(地域)で課題となっていることについて、技術支援で助言・指導を行うとともに、滋賀県未遂者支援体制検討会議等でも検討を行い滋賀県全体の自殺未遂者の再企図防止支援がより効果が出るように継続していきたい。

(問合せ先) 滋賀県立精神保健福祉センター(滋賀県自殺予防情報センター)

TEL: 077-567-5010

E-mail: ec1003@pref.shiga.lg.jp

URL: <http://www.pref.shiga.lg.jp/e/seishinhoken/index.html>